

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……（都市整備局都市基盤部調整課）……一
- 公共測量の終了（四件）……（同）……一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……二
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）……二
- 平成三十一年度クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……六
- ……（福祉保健局健康安全全部健康安全課）……六
- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……七
- ……（生活文化局都民生活部管理法人課）……七
- 開発行為に関する工事完了……七
- ……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……七
- 都市計画事業の施行（四件）……（建設局道路建設部管理課）……七
- ……（建設局道路建設部管理課）……七

告示

●東京都告示第六百五十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）
- 三 測量の区域 東京都地内
- 四 測量の期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

●東京都告示第六百五十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、三鷹市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 三鷹市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 三鷹市地内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月一日から同年二月二十八日まで

●東京都告示第六百五十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都

西多摩建設事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 青梅市成木七丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月一日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第六百五十八号

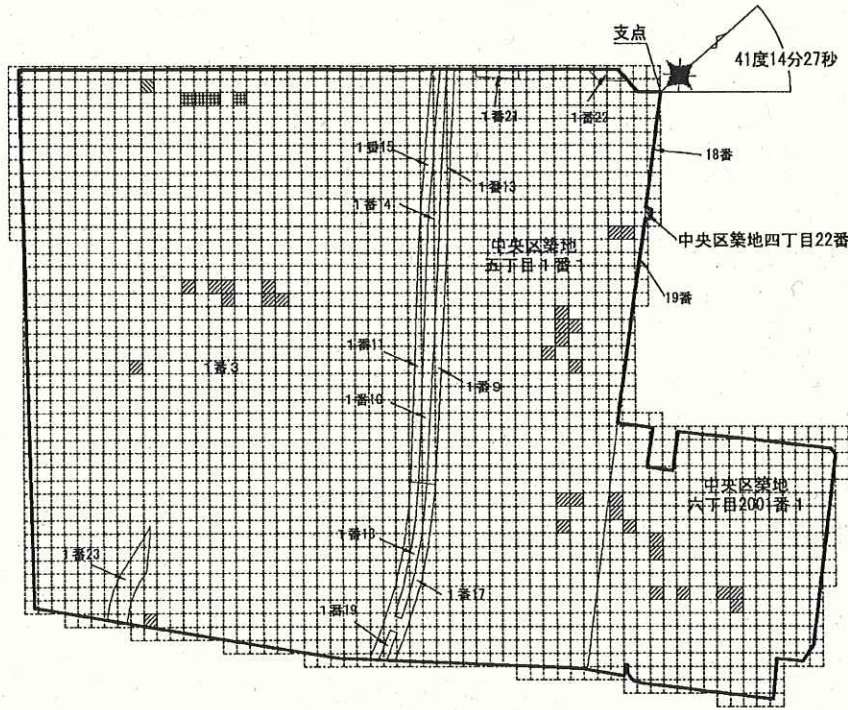
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年四月十日





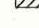

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点座標補正、標高補正、四級基準点測量及び道路基準点測量）
- 三 測量の区域 板橋区上板橋一丁目、上板橋二丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、成増一丁目、成増二丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、中丸町、熊野町、大山金井町、幸町、大山西町、大山町、大谷口上町、弥生町、大谷口北町、東山町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、東新町一丁目、練馬区錦一丁目、錦二丁目、北町一丁目、北町二丁目、北町三丁目

別図



凡例

-  敷地境界
-  形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
-  形質変更時要届出区域
(平成31年東京都告示第9号
により指定した区域)
-  形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第832号
により指定した区域)
-  単位区画線
-  筆境界線

〈支点〉
 支点は、中央区築地五丁目1番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百六十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

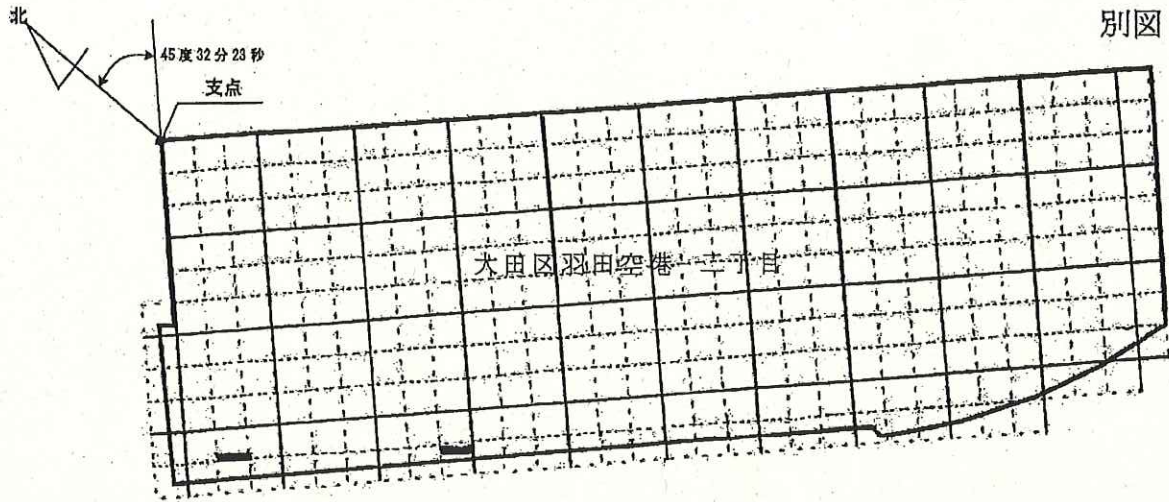
平成三十一年四月十日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (45度 32分 23秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、大田区羽田空港二丁目の一部のうち、調査対象地の最北端 (X: 60501.169, Y: -6040.396) とする。
 ※座標は、測画法 (昭和2年法律第138号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【凡例】
 -----: 単位区画
 ———: 30m格子
 ———: 調査対象地
 ■: 形質変更時要届出区域

●東京都告示第六百六十三号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江戸川区中央
 三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十
 九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準
 に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合
 物、クロロエチレン、一・一ジクロロエチレン、シス
 ー・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛
 及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
 害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並
 びにほう素及びその化合物